

下ヶ戸自治会会則

(名称)

第1条 この会は、下ヶ戸自治会と称する（以下「会」という）。

(会員)

第2条 この会の会員は、下ヶ戸地域の居住者で第13条の会費を納入した者をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、地域福祉の増進、生活環境の向上、防災防犯の徹底、文化活動の活性化などに努め、住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)会員相互の親睦に関する事。
- (2)環境、募金、防災、防犯の事業活動に関する事。
- (3)会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4)行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。
- (5)その他会の目的達成に必要な事業に関する事。

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副 会 長 1名以上
- (3)書 記 2名
- (4)会 計 2名
- (5)監 査 役 2名
- (6)担当部長 3名（環境、防災、防犯）
- (7)担当副部長 3名（環境、防災、防犯）

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の方法で選出する。

- (1)会 長 = 会員の自薦、他薦により選出することとするが、候補者が出ない場合は

輪番制で複数の班を選出母体として候補者を選び、班長の3分2以上の同意を得て選出する。

- (2) 副会長 = 〃
- (3) 書記 = 〃
- (4) 会計 = 防災防犯会役員分担表の会計を兼務する。
- (5) 監査役 = 〃 の監査役を兼務する。
前年度の会計が監査役となる。

以下の役職は班長が輪番制で兼務する。

- (6) 環境部長 = 〃 の消火部長を兼務する。
- (7) 〃 副部長 = 〃 の消火副部長を兼務する。
- (8) 防災部長 = 〃 の給食給水部長を兼務する。
- (15) 〃 副部長 = 〃 の給食給水副部長を兼務する。
- (16) 防犯部長 = 〃 の防犯部長を兼務する。
- (17) 〃 副部長 = 〃 の防犯副部長を兼務する。

また、行事の開催にあたり、副会長を中心に実行委員会を置くことができる。

(任務分掌)

第8条

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長・書記・担当部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は会費の徴集業務をとりまとめ、会の出納事務を処理するとともに、会計に必要な書類を調整、管理する。
- (4) 書記は会務を記録し、会の内外へ連絡などを行い、必要に応じて広報部長に情報提供を行う。
- (5) 監査役は会の監査を行う。
- (6) 担当部長及び副部長は各担当部を代表し、別表1の担当業務を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(班長)

第10条

- (1) 班長は班員の代表とする。

- (2) 班長は班員の意見、要望等を取りまとめる。
- (3) 班長の発言は班員の総意とする。
- (4) 班長が欠席、参加できないときは、班員の中から代理人を選任して行う。

(会議)

第11条

- (1) 自治会の会員数が多数になっていることから、会議室確保の困難性及び会議資料の膨大化に対処するため、総会に代わる会議として各班を代表する班長の会議（以下「班長会議」という）により行う。
- (2) 班長会議は過半数の出席者をもって成立する。かつ3分2以上の賛成を得て決定された事項は、自治会の総意とする。
- (3) 班長会議は定例会として毎月1回開催する。臨時会として随時会長が召集し、会議の座長は会長が行う。
- (4) 担当者会議は各担当の部長が必要に応じて随時召集する。

(会計年度)

第12条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第13条

会では会費を徴収することができる。但し金額、徴収の有無等は定例班長会にて決定する会費納入の対象者は、各年4月1日に居住している者とし、年度の中途において転出等により会員の資格を失った場合、会費の返還を行わないものとする。

付則

- 1、 この基準は、平成20年6月28日から施行する。
- 2、 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 3、 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 4、 この改正は、令和5年5月14日から施行する。
- 5、 この改正は、令和8年4月19日から施行する。